

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

◇塩尻市水道事業部より重要なお知らせ◇

令和元年10月1日より 指定給水装置工事事業者は 5年ごとの更新が必要になります

◆令和元年10月1日より施行される「水道法の一部を改正する法律」により、指定給水装置工事事業者制度が従来の無期限から、新たに5年ごとの更新制に変わります。
※旧制度で指定を受けている事業者のみなさまは、政令の規定により、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なりますのでご注意ください。（下表参照）

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
平成10年4月1日～平成11年3月31日	令和元年9月30日～令和2年9月29日の1年間
平成11年4月1日～平成15年3月31日	令和元年9月30日～令和3年9月29日の2年間
平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和元年9月30日～令和4年9月29日の3年間
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和元年9月30日～令和5年9月29日の4年間
平成25年4月1日～令和元年9月30日	令和元年9月30日～令和6年9月29日の5年間

●更新の要件は新規指定時と同様です。

- ①給水装置工事主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数量
- ③水道法で規定された欠格要件に該当しない者
※水道法第25条の3及び厚生労働省令第20条に準拠

◇更新に必要な書類

- ・ 指定申請書（様式第1号） ・ 誓約書
- ・ 登記事項証明書（法人） または 住民票（個人）
- ・ 定款（法人） ・ 機械器具調書および写真
- ・ 選任する主任技術者の確認書類
（免状または技術者証の写し）
- ・ 事業所内部および外部の写真
- ・ 事業所の位置図 ・ 旧指定店証（原本）
- ・ その他別途確認する事項に関する書類

◇指定更新手数料について

1件につき、5,000円（非課税）

更新については、対象となる指定給水装置工事事業者のみなさま宛てに郵送にて通知いたします。

なお、郵便の不着等による再通知はいたしませんのでご注意ください。

●指定を更新する際に別途確認する4項目

- 1、指定給水装置工事事業者講習会の受講状況
- 2、業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等について）
- 3、給水装置工事主任技術者等の研修受講状況
- 4、適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

◎更新申請についてのお問い合わせ先
塩尻市役所 水道事業部 経営管理課
TEL：0263-52-0280（内線1212）